

## 住居確保給付金 提出書類チェックリスト

【提出していただくもの】下記のNo.①～⑮（該当するもの）を用意していただきます。

No.	用紙の番号	必要書類	枚数	備考
①	1	住居確保給付金申請書（様式1号）		
②	2	住居確保給付金申請確認書（様式2号）		
③		※A.又はB.のいずれか A.（失業者）2年以内の離職を証明するもの		
	3	(1)雇用保険加入→ 離職票		
	4	(2)雇用保険未加入→ 退職証明書（雇い主が記載）		
	5	(3)A.(2)が難しい場合、「離職状況に関する申立書」		
		B.（休業者）個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少を証明するもの。※減少前の収入状況がわかるものも用意		
	6	(1)雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等。		
	(2)指示がすべて口頭だったなど、やむを得ずB.(1)の書類が整わない場合には、「就業機会の減少に関する申立書」			
7	(3)（自営業者やフリーランスの方）収入の算定において、「住居確保給付金 自立に向けた活動計画書」、「住居確保給付金に係る収支状況表（個人事業主用）」と、これを証明する添付書類を提出。			
8				
④		（失業の方のみ） ハローワーク、いばらき就職支援センターいずれかの窓口での手続き ハローワーク受付票又はいばらき就職支援センターユーザーカード等		
⑤		身分証明書		運転免許証、健康保健証など
⑥		通帳（全て）※金融資産確認のためコピーをとります		通帳表面と次のページ・現在から半年前程度の期間
⑦	9	（喪失した）入居予定住宅に関する状況通知書（様式第3号）		不動産会社又は大家が記載
10		（喪失の恐れ）入居住宅に関する状況通知書（様式第4号）		
⑧		（喪失した）停止条件付賃貸契約書 （喪失の恐れ）建物賃貸契約書		住宅扶助基準額以下の家賃 現在の契約期間内のもの
⑨		（喪失した）住居確保報告書		入居後7日以内に提出
⑩		（喪失した）新住所における住民票の写し		入居後7日以内に提出
⑪		相談受付・申込票（仕様-1）		
⑫	11	プラチン兼事業等利用申込書		
⑬		「住居確保給付金」説明書 ※2部とも最終ページに日付・住所・氏名の記入をお願いします。		1部は提出。1部は申請者様の控えになります。
		同居人がいる場合		
⑭		同一世帯の方の収入が確認できる書類		同居している方のパート収入の明細、年金等
⑮		同一世帯の方の通帳（全て） ※金融資産確認のためコピーをとります		通帳表面と次のページ・現在から半年前程度の期間